

日本郵政グループ マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る方針

日本郵政グループ（以下「当社グループ」という。）は、コンプライアンスが経営の最重要課題であることを認識し、この一環として、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下「マネロン等」という。）のリスクを適切に低減するための取組みをグループ全体として推進します。

1 グループ一体としての対応

当社グループは、グループ各社間で適切に連携の上、グループ一体としてマネロン等対策を実施するための態勢を整備し、それぞれの事業の特性を踏まえて、マネロン等対策を実施します。

日本郵政株式会社（以下「当社」という。）並びに日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「事業子会社」という。）は、それぞれの子会社及び関連会社（以下「子会社等」という。）に係るマネロン等対策の実施に責任を有し、当社は事業子会社のマネロン等対策の取組状況を把握し、支援・指導します。

2 経営陣の関与

当社グループの経営陣は、主体的かつ積極的にマネロン等対策に取り組むとともに、マネロン等対策に関わる役員及び社員等の役割及び責任を明確化します。

3 リスクベース・アプローチ

当社グループは、商品・サービスの提供、その他の当社グループが行う業務がマネロン等に悪用されることを防止する観点から、事業の特性及び法令等を踏まえて、マネロン等のリスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った適切な対策を講じます。

リスクの特定に当たっては、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等を踏まえて、リスクを包括的かつ具体的に検証します。

リスクの評価は、特定されたリスクの自らへの影響度等の評価し、低減措置等の具体的な対応を基礎付けるものであり、自らの事業環境等を反映したものである必要があることから、定期的にはリスク評価を見直します。

リスクの低減に当たっては、特定・評価したリスクを前提として、個々の顧客・取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして低減措置を講じます。

4 顧客管理

(1) 当社グループは、マネロン等リスクが高いと思われる顧客・取引とそれへの対応を類型的・具体的に判断することができるよう、事業の特性及び法令等を踏まえつつ、リスクベース・アプローチにより特定・評価されたリスクに応じて、顧客の受入れに関する方針を定めます。

(2) 当社グループは、特定・評価したリスクを前提として、個々の顧客の情報及び当該顧客が行う取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らしてリスク低減措置を講じます。なお、取引関係の開始時や継続時等の各段階を捉え、継続的な顧客管理を実施します。

また、マネロン等リスクが高いと判断した顧客については、より厳格な顧客管理を実施します。

(3) 当社グループは、関係当局による制裁リストにある者及び反社会的勢力のほか、顧客が他人になりすましている、実態のない組織である等、受け入れ可能な顧客でないと判断した相手とは取引を行いません。

5 取引モニタリング・フィルタリング

当社グループは、事業の特性及び法令等を踏まえつつ、リスクベース・アプローチにより特定・評価されたリスクに応じて、個々の取引について、異常取引または制裁対象取引を検知するために適切な取引モニタリング・フィルタリングを実施します。

6 疑わしい取引の届出

当社グループは、法令等に基づき、顧客との取引等が疑わしい取引に該当すると判断した場合には、直ちに規制当局に届出を行います。

また、疑わしい取引等を的確に検知・監視・分析する態勢、及び疑わしい取引の該当性について適切な検討・判断が行われる態勢を整備・構築します。

7 記録の保存

当社グループは、マネロン等対策を適切に実施するため、本人確認資料等のほか、顧客との取引・照会の記録等、適切なマネロン等対策の実施に必要な記録を保存します。

8 データ管理

当社グループは、顧客情報、確認記録・取引記録のほか、リスクの評価や低減措置の実効性の検証等に用いることが可能な情報・データを把握・蓄積し、これらを分析可能な形で整理するなど、データの適切な管理を行います。

9 役員・社員等の教育

当社グループは、マネロン等対策に必要な社員を確保するとともに、マネロン等対策に関わる役員・社員等の意識及び知識等の維持・向上を図るため、適切かつ計画的に研修等を行います。

10 外部機関との連携

当社グループは、マネロン等対策を適切に実施するため、平素から関係当局をはじめとする外部の関係機関と連携し、最新の情報を入手して態勢の整備に努めます。

11 対策の実効性の検証・評価及び見直し(PDCA)

当社グループは、事業の特性及び法令等を踏まえつつ、リスクベース・アプローチにより特定・評価されたリスクに応じて、マネロン等対策の実施状況及び実効性について、定期的にモニタリングを実施し、コンプライアンス部門等及び内部監査部門による実効性の検証を含め、検証・評価の上、必要な対策の見直しを行います。

事業子会社は、自社及びそれぞれの子会社等に係る検証・評価の結果及び見直し内容等を取りまとめの上、速やかに当社に報告し、当社は、必要に応じ、支援・指導を行います。

12 内部監査

当社及び事業子会社は、マネロン等対策の適切な実施を確保するため、内部監査部門による定期的な検証を行います。